

監査結果のあらまし
～令和6年度の監査結果から～

令和7年4月

岐阜県監査委員事務局

目次

1	監査委員制度	1
2	財務監査及び行政監査	6
3	財政援助団体等監査	29
4	監査の過程において述べた主な意見	34
5	例月出納検査	46
6	内部統制評価報告書審査	47
7	決算審査(一般会計・特別会計)	49
8	決算審査(公営企業会計)	58
9	基金運用状況審査	65
10	健全化判断比率及び資金不足比率審査	66
11	住民監査請求に基づく監査	69
	(参考) 包括外部監査	70

※ 「監査結果のあらまし」は、監査委員制度や、令和6年度に監査委員が実施した監査等の結果等について簡潔に取りまとめたものです。監査結果の詳細については、岐阜県監査委員事務局のホームページをご覧ください。
【ホームページアドレス】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/15401/>

1 監査委員制度

監査委員は、地方自治法に基づいて設置されており、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに地方公共団体のその他の事務の執行が適正に行われているかを公正不偏の立場から監査します。

監査委員は、知事が県議会の同意を得て選任することとなっています。

岐阜県の監査委員の定数は5人*で、県議会議員から2人、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から3人が選任されます。

■令和6年度の監査委員

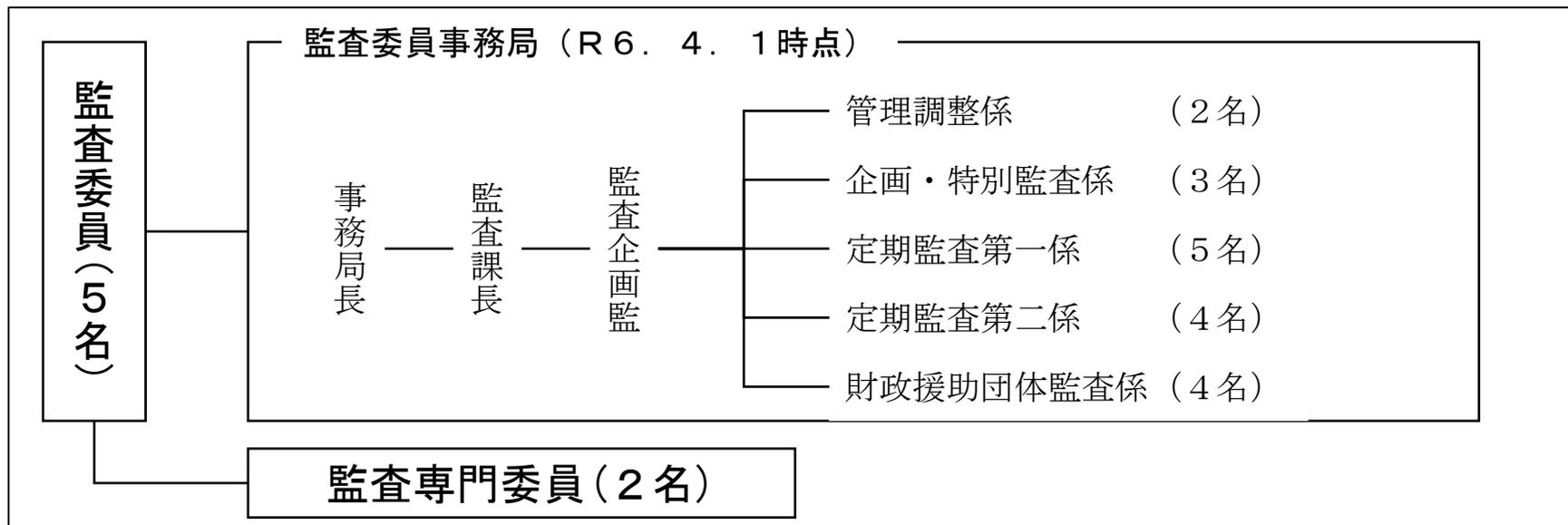
		氏 名	就 任 期 間	備 考
議選委員 (県議会議員)	非常勤	布俣 正也	令和5年5月9日～6年5月7日	
	非常勤	広瀬 修	令和5年5月9日～6年5月7日	
	非常勤	若井 敦子	令和6年5月8日～	
	非常勤	恩田 佳幸	令和6年5月8日～	
識見委員	常 勤	鈴木 祥一	令和5年4月1日～	代表監査委員
	非常勤	南 圭一	令和2年5月10日～6年5月9日	弁護士
	非常勤	安田 典子	令和5年4月1日～	NPO法人副理事長
	非常勤	飯沼 敦朗	令和6年5月10日～	弁護士

* 地方自治法第195条第2項において、都道府県の監査委員の定数は4人とされていますが、各都道府県の条例で定数を増加することができる規定されています。また、同法第196条第1項において、識見を有する者及び議員のうちからこれを選任するとされています。ただし、条例で議員のうちから選任しないこともできると規定されています。岐阜県では、岐阜県監査委員条例第2条により、定数を5人とし、同条例第3条により、議員のうちから選任する監査委員の数を2人と規定しています。

監査委員事務局の組織

監査委員事務局は、監査委員が行う監査等を補助しています。事務局の職員は、監査委員が行う監査等の調整や立会、監査委員から求められた調査などを行っています。また、監査委員の監査等に先立ち、予備的な監査等を行っています。

■組織図



監査専門委員

監査内容を充実強化することを目的に、民間の知見を活用し、専門的な事項を調査するため「監査専門委員」が2名選任されています。

■令和6年度の監査専門委員

	氏名	就任期間	備考
監査専門委員	河村 崇志	令和6年4月1日～7年3月31日	公認会計士
監査専門委員	若原 幸秋	令和6年4月1日～7年3月31日	公認会計士

監査委員の主な業務

監査委員は、「岐阜県監査委員監査基準」に基づき、事務の執行が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、組織及び運営の合理化に努めているかなどに留意して、各種の監査や審査等を行っています。

監査等の結果や、監査等の結果に対して執られた措置については、監査委員事務局のホームページで公表しています。

監査の種類	概要
財務監査	県の機関における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査をします。監査の実施方法として、 定期監査 と 随時監査 があります。 (地方自治法第199条第1項、第4項、第5項)

定期監査	毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて監査をします。
随時監査	定期監査のほか、必要があると認めるときは、抜き打ちなどの手段を用いて監査をします。
行政監査	必要があると認めるときは、県の機関における事務の執行について、特定のテーマを選定して定期監査と併せて行うなどの方法により監査をします。 (地方自治法第199条第2項)
財政援助団体等監査	必要があると認めるときは、出資・出捐 ^{しゅっし} 団体、補助金等交付団体 ^{しゅつえん} 及び指定管理者を対象に、財政的援助等の目的に沿った事務の執行が行われているかを主眼に監査をします。 (地方自治法第199条第7項)
例月出納検査	県の現金の出納について、毎月検査をします。 (地方自治法第235条の2)
内部統制評価報告書審査	知事から提出された内部統制評価報告書について審査をします。 (地方自治法第150条第5項)
決算審査	知事から提出された一般会計、特別会計及び公営企業会計(流域下水道事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計)の決算書等について審査をします。 (地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項)

基金運用状況審査	県が特定の目的のために定額の資金を運用する以下の基金について、知事から提出された運用の状況を示す書類について審査をします。 ・ 岐阜県土地開発基金、岐阜県美術館美術品取得基金 (地方自治法第241条第5項)
健全化判断比率・資金不足比率審査	財政状況を表す指標（健全化判断比率及び資金不足比率）に関して算定が正しく行われているかについて審査をします。 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項)
住民監査請求に基づく監査	公金の支出や財産の取得・管理などが違法又は不当に行われていた場合などに、住民からの監査請求に基づいて監査をします。 (地方自治法第242条第4項)

定期監査、随時監査及び財政援助団体等監査において使用されている用語の定義は、以下のとおりです。

指摘事項等

指摘事項…是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項…上記のうち、指摘事項以外のもの

検討事項…事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の関係課に対し**制度の見直し等を求める事項**

出資・出捐団体

県が資本金等の4分の1以上の出資又は出捐(財団法人の設立行為たる寄附行為として金銭や品物を寄附すること)を行っている法人

補助金等交付団体

県が補助金や負担金等を交付している団体

指定管理者

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、県が指定して、公の施設の管理を行わせている法人その他の団体

2 財務監査及び行政監査

(1) 定期監査

本庁及び現地機関の全384機関を対象として定期監査を実施しました。
なお、令和6年度の監査においては、「設計金額の積算確認」を重点監査項目としました。

① 監査結果の概要

- 89機関において、指摘事項36件、指導事項70件及び検討事項1件の計107件が認められました。

【主な指摘事項等の内容】

- ・ 契約事務に関する誤り : 32件
 - うち契約審査会への審議不適（未実施等） : 9件
- ・ 財産管理に関する誤り : 34件
 - うち現物実査が不適正（未実施等） : 9件
 - うち行政財産の目的外使用の許可が不適正 : 2件

○ 指摘事項等の総件数は、前年度と比較して107件減少しています。

[主な増加要因]	(前年度→今年度)
行政事務に関する誤り	1件 → 5件 (+4)
うち防犯カメラの取扱い不備	0件 → 4件 (+4)
[主な減少要因]	(前年度→今年度)
契約事務に関する誤り	53件 → 32件 (▲21)
うち契約事務が未公開	22件 → 4件 (▲18)
財産管理に関する誤り	71件 → 34件 (▲37)
うちPC及びタブレット端末の損傷	43件 → 0件 (▲43) ※
施設、車両事故の発生	53件 → 10件 (▲43)
うち公用車の交通事故	44件 → 1件 (▲43) ※

※ PC及びタブレット端末の損傷事故並びに公用車の交通事故については、内部統制制度リスク管理項目となっており、各所属での指導や対策の強化もあって、同制度導入前の指摘事項等件数と比べるといずれも大きく減少していること、また、事故発生の都度、知事及び会計管理者に対して再発防止策を含めて報告がなされていることから、令和6年度監査から原則として指摘事項等としない取扱いとしています。

【指摘事項等の件数】

(単位：機関・件)

区分	監査実施			指摘事項等の件数			
	機関数 A	指摘事項等あり B	割合 B/A	指摘	指導	検討	
知事部局	213	47	22%	55	20	34	1
教育委員会	98	38	39%	47	13	34	0
公安委員会	60	4	7%	5	3	2	0
その他 (※)	13	0	0%	0	0	0	0
合計	384	89	23%	107	36	70	1
(対前年度増減数)	▲1	▲65	-	▲107	▲41	▲67	+1
<参考>前年度	385	154	40%	214	77	137	0

(※) 出納事務局、労働委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局

【分野別の指摘事項等の件数】

(単位：件)

区分 分野	指摘事項	指導事項	検討事項	合計	備 考
財務事務	35	66	0	101	
予算	0	0	0	0	
収入	9	6	0	15	うち現金取扱い不備 4件
支出	3	6	0	9	うち検査事務の不備 5件
契約	4	28	0	32	うち契約審査会への審議不適（未実施等） 9件
財産	9	25	0	34	うち現物実査が不適正（未実施等） 9件 うち行政財産の目的外使用の許可が不適正 2件
その他	10	1	0	11	
公営企業	0	0	0	0	
行政事務	1	4	1	6	うち防犯カメラの取扱い不備 5件
合計	36	70	1	107	

※監査結果の内容が複数の分野に関係する場合は、主な監査結果の内容が属する分野で計上しています。

② 主な指摘事項及び指導事項の内容

令和6年度に実施した定期監査における指摘事項等のうち、主な指摘事項及び指導事項は次のとおりです。

1 (収入) 納入通知書の発付に関する手続が不適正なもの

(指摘事項)

県の収入の原因が発生した場合や、誤払い等のための返金をしてもらう必要が生じた場合は、納入義務者に対して遅滞なく納入通知書を発付する必要がありますが、特別な理由がないにもかかわらず、**納入通知書の発付が大幅に遅延していた事例が4機関で4件ありました。**

組織的なチェック機能が働いていなかったことなどが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

労働雇用課、都市公園課、現代陶芸美術館、各務原高等学校

2 (収入) 現金の保管・管理が不適正なもの

(指摘事項)

県の現金領収証書は、簿冊形式で3枚1組の複写式（1枚目：保存用、2枚目：会計書類添付用、3枚目：本人交付用）となっています。あらかじめ連番を付し、使用後も1枚目は簿冊から切り離さず、書き損じ等の場合でも2枚目と3枚目を破棄せず、理由を記入してそのまま残しておくことで領収証書の発行に不正がなかったことを担保しています。

しかし、3枚1組ごと簿冊から切り取られ、連番になっていなかったり、書き損じた領収証書の2枚目と3枚目が破棄され、保管されていなかった事例がありました。

不正防止のため定められた領収証書管理の重要性について、担当者が十分に理解しておらず、出納員によるチェック機能も働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

郡上農林事務所、多治見土木事務所

3（支出）関係法令に基づく手続を実施していないもの

（指摘事項）

労働保険料の確定保険料の算定に当たり、算定基礎となる賃金総額に再任用職員に係る報酬等を含めていなかったことから、保険料の不足額（32,148円）とともに追徴金（3,200円）が支払われていた事例がありました。

担当者の理解不足や組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

東濃農林事務所

4（支出）検査事務に不備があるもの

（指摘事項等）

補助金の交付事務において、**補助対象事業が完了していないにもかかわらず、事業完了前の日付の実績報告書を受理し、履行確認をしないまま、同日に額の確定を行っていた事例が1機関で1件ありました。**

また、補助金や委託等の支出事務において、**対象事業が完了していないにもかかわらず、業務完了届を受理し、同日に完了検査を行っていたなどの事例が4機関で4件ありました。**

担当者の確認不足のほか、組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

- ・指摘事項：観光誘客推進課
- ・指導事項：職員厚生課、生活衛生課、畜産振興課、羽島高等学校

建設工事に係る契約事務において、予定価格が250万円を超えているにもかかわらず、**契約審査会の審査を受けることなく随意契約を行っていた事例が1機関で1件あり**ました。

また、工事に係る契約事務において、最低制限価格を設定する競争入札にもかかわらず、**最低制限価格を設定する理由や具体的な設定方法等について、契約審査会の審査を受けていない事例が、8機関で8件あり**ました。

担当者の認識不足のほか、組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

- ・指摘事項：中央子ども相談センター
- ・指導事項：森林研究所、岐阜高等学校、加納高等学校、大垣南高等学校、大垣東高等学校、中津川工業高等学校、益田清風高等学校、飛騨神岡高等学校

6 (契約) 契約書に必要事項が記載されていなかったもの

(指導事項)

「ほっと一息、ぎふの旅」キャンペーン（全国旅行支援）第2弾事務局運営業務委託に係る契約事務において、業務を終了した年度の翌年度から5年間、業務を委託していた事業者に個人情報を含む関係書類を保管させる必要があるにもかかわらず、契約書に契約期間終了後の書類の保管及び個人情報の取扱いに関する規定を定めず、口頭での合意で済ませていました。

口頭での合意は、その内容が曖昧・不明確になるため、受託者が講ずべき保護措置を契約書上明らかにしていなかったこと、組織的なチェック機能も働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

観光誘客推進課

7 (財産) 物品処分に係る不適切な事務処理

(指摘事項)

物品を処分(廃棄)するに当たっては、他の所属での再利用や、中古品又は原材料としての売却可能性を調査し、廃棄する以外に方法がないことを確認した上で不用決定を行うこととなっていますが、こうした**手続を行わずに物品を多数廃棄していた事例**がありました。

担当者の物品処分に係る認識不足と組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

羽島高等学校

8 (財産) 行政財産の目的外使用許可申請書の事後受理

(指摘事項)

資格試験や検定試験の会場として、学校の教室を使用させる(行政財産の目的外使用)に当たっては、事前に試験等の実施団体から使用許可申請書を提出させ、使用日前までに学校長が許可した上で使用させるべきところ、**試験日後に許可申請書を受取り、使用許可書を交付していた事例が2機関で2件ありました。**

担当者の認識不足と組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

岐阜各務野高等学校、恵那南高等学校

9（財産）物品の現物実査の未実施

（指摘事項）

県の物品は所属単位で管理していますが、各所属の物品台帳に記録されている物品が保管されている場所を回り、物品の状態や活用状況をひとつずつ確認した上で、台帳と現物の照合（以下「現物実査」という。）を行うことになっています。

現物実査は、原則として毎年度、すべての物品を対象に当該年度内に実施することになっていますが、令和5年度の**現物実査が実施されていない機関**がありました。

担当者や出納員の会計知識や危機意識の不足はさることながら、組織のチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

下呂土木事務所

公務のため、職員が公用車を運転中、赤信号を見落として交差点へ進入したために、当該公用車を含めて車両3台を破損させ、運転者及び同乗者を負傷させた交通事故により、損害賠償金6,433,928円が発生するとともに、公用車が廃車（取得価格1,027,950円）となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図るよう求めました。

【該当機関】

岐阜保健所

参考	(前年度 → 今年度)
公用車の交通事故	44機関 → 45機関 (+ 1)
〔 事故件数	52件 → 63件 (+11) 〕
PC及びタブレット端末の損傷	43機関 → 28機関 (▲15)
〔 損傷台数	57台 → 36台 (▲21) 〕

③ 検討事項（意見）の内容

個人情報ガイドラインにおいて、防犯カメラに記録された情報など本人が判別できる映像情報は個人情報に該当するとされており、愛知県など多数の自治体において防犯カメラ設置・運用ガイドラインが策定されていますが、県では策定されておらず、令和元年度や令和3年度の県包括外部監査において施設の特性に応じた運用方法を定めたマニュアル等を作成することが望ましいとの意見が附されています。

このような中、防犯カメラを設置している公の施設を監査したところ、**令和3年度の包括外部監査で意見を附された1施設を含む21施設において防犯カメラ運用規程が整備されておらず、6施設において既に廃止された岐阜県個人情報保護条例が記載されているなど、防犯カメラ運用規程やその内容について、個人情報管理の水準に差異が生じている実態が認められました。**

また、施設を所管する複数の所属長（個人情報管理者）から監査委員に対し、個人情報保護に関する事務の所管課において防犯カメラ運用規程案等の対応方針が示されるよう、要望がありました。

そのため、個人情報の保護に関する事務を所掌する法務・情報公開課に対し、**各施設の個人情報管理者がより高い水準で適切な内部統制が図れるよう指導を求めるとともに、防犯カメラの適正な管理及び運用は、公の施設だけでなくどの県有施設でも求められるため、個人情報の管理が適正に行われるよう、防犯カメラ運用規程案を例示する等の支援について検討を求めました。**

（法務・情報公開課）

④ 重点監査項目の監査結果

令和6年度の定期監査については、「設計金額の積算確認」を重点監査項目として設定しました。その監査結果は次のとおりです。

◆ 設計金額の積算確認

設計金額は、予定価格や契約金額の適正性を担保する重要なものです。前年度の監査において、設計金額の誤りにより、適正に算定した場合の予定価格を上回る金額で締結していた事案が認められたことから、重点的に監査した結果、1件の不適正な事項が認められ、指摘事項として是正又は改善を求めました。

それ以外については、監査をした限りにおいて、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、適正に行われていると認められました。

執行節	確認した件数	確認した令和5年度支出額
委託料	200件	7,621,696,290円
工事請負費	101件	3,712,718,395円
備品購入費	57件	396,161,731円
その他※	26件	59,808,427円
合計	384件	11,790,384,843円

※その他：需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料）、役務費、使用料及び賃借料

【不適正な事項】

身体障害者用物品に該当する自動車（いわゆる福祉車両）は、消費税非課税となっていますが、非課税該当のスクールバスの購入契約において、予定価格を税込みで設定したため、税抜きで設定すべきであった本来の予定価格に比べて過大な金額で契約締結していた事例（過大金額392,669円）がありました。

担当者の確認不足と組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

特別支援教育課

(2) 随時監査

県の機関における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、必要があると認めるときに行う随時監査を、不適正事案の未然防止の観点から、事前通告を行わない抜き打ち監査で実施しました。

監査結果の概要

生産物の出納管理を中心に、生産物売払収入のある4機関を監査し、以下のとおり指導事項が認められました。

【監査対象機関（4機関）】

食品科学研究所、中山間農業研究所（本所）、恵那農業高等学校、大垣養老高等学校

【主な監査結果（指導事項1件）】

○中山間農業研究所（本所）

同研究所において収穫された生産物の売払いにおいて、専行処分[※]をするに当たり出納員及び収支等命令者の事前の承認を受けるところ、承認を受けないまま処分していた。

※ 保存が効かない野菜や果物等の生産物を売却する場合、売却までに時間をかけると品質が劣化する。そのため、売却処分の決定までの権限を部門責任者（農場の研究部長）に持たせて、所長への報告は事後報告とすることを専行処分という。専行処分をするには、事前に所長と出納員の承認を得ておく必要がある。（会計規則取扱要領第100条関係）

(3) 行政監査

監査委員は必要に応じて、財務に関する事務以外について、県の機関における事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査する「行政監査」を実施しています。

令和6年度の行政監査は、2つのテーマについて実施しました。

テーマ1 岐阜県の税負担軽減措置について

県では、事業税や不動産取得税等の県税の課税免除や不均一課税等の税負担軽減措置が実施されていますが、こうした措置は、全国的に制度化されているものや県税の減収分が地方交付税で補填される等独自性が薄いもののほか、政策課題の解決や政策目標の目指す姿の実現のため、当県が独自に税目や税率設定等の特例を規定した条例(特例条例)を定めて実施しているものがあります。

しかし、税負担軽減措置に関する評価の実施や公表については、規定等が定められていません。一方、国では、租税特別措置法等に係る政策評価の実施に関するガイドライン等により、租税特別措置に関する評価・公表を行っています。

そこで、2つの特例条例に基づく県独自の税負担軽減措置の実施状況や税負担の軽減という政策の効果測定の実施状況並びに公表状況について監査をしました。

あわせて、税負担軽減措置と同一の政策目標の実現のために実施されている補助事業(関連補助事業)についての効果測定等の実施状況についても確認しました。

○監査対象の県の税負担軽減措置及び監査対象機関

税負担軽減措置	特例条例名	税負担軽減措置の概要	監査対象機関
①消防団協力事業所支援減税	岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例	個人事業税及び法人事業税の不均一課税 (税額の2分の1を控除)	(制度所管課) 消防課 (手続担当機関) 県事務所等 ^{※1} (8) 県税事務所 ^{※2} (5) (条例所管課) 税務課
②企業立地促進減税	岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例	不動産取得税の不均一課税 (税率の3分の2を軽減)	(制度所管課) 企業誘致課 (手続担当機関) 県税事務所 ^{※2} (5) (条例所管課) 税務課

※1 県事務所等：危機管理政策課及び各県事務所(西濃、揖斐、可茂、中濃、東濃、恵那、飛驒)

※2 県税事務所：岐阜、西濃、中濃、東濃、飛驒

○消防団協力事業所支援減税の適用実績

年度	適用件数 (件)	控除額 (千円)
令和3年度	622	370,749
令和4年度	580	354,418
令和5年度	596	342,540

○企業立地促進減税の適用実績

年度	適用件数 (件)	控除額 (千円)
令和3年度	4	46,598
令和4年度	4	29,471
令和5年度	1	45,034

○公表状況等

	消防団協力事業所支援減税	企業立地促進減税
①税負担軽減措置の適用件数及び適用による軽減金額（控除額）の公表状況	非公表	非公表
②税負担軽減措置に係る効果測定の実施状況	実施している	実施している
③減税に係る効果測定結果の公表状況	非公表	非公表
④税負担軽減措置に係る目標の達成度を示す指標の設定状況	設定していない	設定している
⑤関連補助事業の効果測定及び測定結果の公表	実施している	実施している
⑥今後の課題	制度を認識していない事業者がおり、周知方法について要検討	税負担軽減措置の継続の必要性について要検討

○監査結果(主な意見)

- 前記2つの県の税負担軽減措置について、以下の理由から、その適用件数と適用による軽減金額（控除額）の公表を行うとともに、目標の達成度を示す評価指標の設定及び評価結果を公表し、より効率的、効果的な事業展開を目指すことが望まれる。
- (1) 消防団協力事業所支援減税については、①消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、県は地域防災力の充実強化に関する施策を効果的に実施することが求められていること、②同じ政策目標を持つ補助事業については、評価・公表が行われていること
 - (2) 企業立地促進減税については、企業立地促進減税の前提であり、同じ政策目標を掲げた補助事業が実施され、評価・公表が行われていること
 - (3) 国のガイドラインでは、事業の相当性を検証するため、同様の政策目的に係る他の支援措置との間で、適切かつ明確な役割分担がなされているかどうかの分析も求められていること

テーマ2 県有施設における拾得物の取扱いについて

令和5年度財政援助団体等監査において、指定管理者が県有施設の施設占有者として現金などの拾得物の届出を受けた場合、遺失物法及び同法を踏まえて指定管理者自らが定めた拾得物取扱要領に基づき、警察署長へ提出することになっているところ、一部の現金においてそれを行わず、災害義援金として寄附するなど、不適正な取扱いをしていたことに対し、是正又は改善を求めました。

上記を踏まえて、**県が直接運営する施設においても施設管理の適正な実施の観点から、拾得物が遺失物法等に基づき、適正に取り扱われているか**確認を行う必要があると考え、監査のテーマとして選定しました。

【主な着眼点】

- ・ 拾得物の取扱事務が遺失物法等に基づき、適正に実施されているか。
- ・ 拾得物の取扱事務を横断的にみて、不合理な点や改善を要する点はないか。

監査対象機関

歴史資料館、美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、岐阜関ヶ原古戦場記念館、ぎふ木遊館、県事務所（西濃、揖斐、中濃、可茂、東濃、恵那、飛驒）、県立学校（教育委員会所管83機関） 計98機関

【監査結果】

県立学校の施設の管理に当たっては、各種法令を遵守し、適正に行うべきところ、拾得物の取扱いについて以下の不適正な事項が認められたことから是正又は改善を行い、適正に施設を管理されたい。

○拾得者から交付を受けた現金の不適正な処理

(各務原西高等学校、本巣松陽高等学校、郡上高等学校、中津高等学校、益田清風高等学校)

拾得物として交付を受けた現金について、速やかに遺失者に返還し、又は警察署長へ提出すべきところ、遺失者から返還の申し出がないものについて義援金等として寄附していたので、今後は適正に処理されたい。【指摘事項】

○拾得物の適正な取扱い（教育総務課）

県立学校における拾得物の取扱いにおいて、事務手続を統一的に定めた取扱要領等が整備されておらず、また、独自に取扱要領等の手続を定めていても、遺失物法等に沿った取扱いが行われていないなど、拾得物の適正な取扱いに対する理解や認識が必ずしも十分とは言えない状況であった。

については、拾得者から交付を受けた拾得物を、遺失者へ返還、又は警察署長に提出するまでの間、適正に管理できるよう記録簿等を作成するとともに、遺失者から返還の申し出がない拾得物を警察署長へ提出するための期限を設けるなど、**拾得物の適正な取扱いを定めた取扱要領等を整備し、適正に運用するように指導されたい。【検討事項】**

3 財政援助団体等監査

県が資本金等の4分の1以上出資等している団体（出資・出捐^{えん}団体）、県が補助金等を交付している団体（補助金等交付団体）、公の施設の指定管理者となっている団体について、計40団体を選定して監査を実施しました。

① 監査結果の概要

- 監査を実施した結果、18団体において、指摘事項20件及び指導事項6件、またこれらの団体を所管している県の8機関において、指摘事項10件及び指導事項2件の計38件が認められました。

【指摘事項等の件数】

(単位：団体、件)

区 分	監査実施団体数 A		団体の 指摘事項等の件数				延べ所管機関数 C			所管機関の 指摘事項等の件数				
	指摘事 項等 あり B	割合 B/A	指摘	指導	検討	指摘事 項等 あり D	割合 D/C	指摘	指導	検討				
出資・出捐団体	11	8	73%	11	8	3	0	11	1	9%	1	1	0	0
補助金等交付団体	19	3	16%	4	4	0	0	16	3	19%	4	4	0	0
指定管理者	10	7	70%	11	8	3	0	9	6	67%	7	5	2	0
合 計	40	18	45%	26	20	6	0	36	10	28%	12	10	2	0
(対前年度増減数)	▲5	+6	—	+12	+15	▲2	▲1	0	+4	—	+3	+6	▲2	▲1
<参考>前年度	45	12	27%	14	5	8	1	36	6	17%	9	4	4	1

② 主な指摘事項等

1 (出資・出捐^{えん}団体) 退職給付引当金が適切に計上されていなかったもの(指摘事項)

県が出資する社団法人等において、将来の退職手当支給に備えるため、貸借対照表に退職給付引当金を計上する必要があります。

しかし、一般社団法人岐阜県農畜産公社及び公益社団法人木曾三川水源造成公社においては、退職給付債務の算定に当たり、各団体の会計規程に基づき自己都合退職による支給率を用いて要支給額を算定すべきところ、定年退職見込や定年引上げ対象の職員について、定年勧奨退職による支給率により算定しており、その結果、**貸借対照表に計上された退職給付引当金の額が過大**となっていました。

両団体側において、事務担当者の認識誤りのほか、組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、当該団体に対して是正又は改善を求めました。

【該当団体〈県の所管機関〉】

一般社団法人岐阜県農畜産公社〈農政課〉

公益社団法人木曾三川水源造成公社〈森林保全課〉

2（補助金等交付団体）補助対象経費が過大となっていたもの

（指摘事項）

社会福祉法人五常会に対する**岐阜県地域密着型サービス等整備助成事業費補助金**について、実績報告書及び現地施設を確認したところ、介護職員宿舎の延べ床面積と定員数を誤って算出しており、その結果、**補助金467,000円が過大交付**となっていました。

これは、物価高による計画変更により当初計画から施設規模の見直しがあったにもかかわらず、団体側の担当者のミスにより当初計画のままの数値で実績報告が行われていたことによるものでした。

また、一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会に対する**福祉メディアステーション事業補助金**について、令和5年4月の職員設置費に令和5年3月分の未払金を誤って加算計上したこと等により**補助金306,945円が過大交付**となっていました。

両団体側において、組織的なチェック機能が働いていなかったこと、また、県側においても、実績報告書の審査や履行確認が不十分であったことが原因と考えられることから、当該団体及び県の所管機関に対して、是正又は改善を求めました。

【該当団体〈県の所管機関〉】

社会福祉法人五常会 〈高齢福祉課〉

一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会 〈障害福祉課〉

3（指定管理者）個人情報取扱いに係る手続が適正に行われていなかったもの（指摘事項等）

指定管理業務において個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは県の承諾を得ることになっています。

しかし、清流長良川あゆパークの指定管理業務において、**個人情報を取り扱う業務を、県は把握しておらず、県の承諾を得ないまま、第三者に委託**されていました。

また、岐阜県立寿楽苑及び岐阜県立陽光園の指定管理業務において、**個人情報を取り扱う業務を、県は把握していたものの、県の承諾を得るのに必要な書面手続を行わないまま、第三者に委託**されていました。

各団体側において、事務担当者の認識誤りのほか、組織的なチェック機能が働いていなかったこと、また、県側においても個人情報の管理状況や協定書内容の確認が不十分であったことが原因と考えられることから、当該団体及び県の所管機関に対して、是正又は改善を求めました。

【該当団体〈県の所管機関（指定管理施設）〉】

郡上市〈里川・水産振興課（清流長良川あゆパーク）〉、
社会福祉法人岐阜県福祉事業団〈高齢福祉課（岐阜県立寿楽苑）、障害福祉課（岐阜県立陽光園）〉

4 監査の過程において述べた主な意見

監査の過程において、監査対象機関に対し、県財政、人事管理、教育、デジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)の推進、情報通信技術(以下「ICT」という。)の活用等について、監査委員が述べた主な意見は次のとおりです。

■県財政について

(県税徴収率の目標設定・評価)

- ① 納税義務の適正な実現を図るため、明確なKPI※を設定し、その成果を適正に評価することで、県税の更なる徴収率向上の取組につなげられたい。

※ KPI : Key Performance Indicator (重要業績評価指標。目標を定量的に測定するための指標(中間目標))

(債権回収)

- ② 債権回収には専門的な知識やスキルが求められることから、専属の組織を設けて対応している税金の徴収のように、債権回収業務をより効率化する手法として、専門業者への業務委託や、庁内に専門的に対応するセクションの設置を検討するなど、全庁的に問題意識を持って考えてほしい。

■人事管理について

(適正な労務管理)

- ③ 業務内容や業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、職員のメンタル不調の早期発見、早期対応を更に的確に行うことで、メンタル不調による休職者の減少に努められたい。

(土木技術職員の確保・育成)

- ④ 県土強靱化を担う土木技術職員の確保は、県民生活の安全・安心につながるため、引き続き取り組まれない。

高度な技術が必要なため、国が県に代わって工事を手掛ける事業があるが（権限代行）、国との人事交流により、県の土木技術職員の専門的知識の向上と経験の蓄積が可能となる環境を作っていくことも大事であると考えている。

(警察官の確保、職場環境の改善)

- ⑤ 女性警察官募集用のパンフレットは、職業選択の一つとして身近に感じられる内容となっており、こうした訴求力のある発信を今後も行ってほしい。

現場の警察官は猛暑極寒の過酷な労働環境下で勤務しており、職場環境の改善が求められるが、特に女性警察官にとって働きやすい職場環境の実現のため、仕事と家庭の両立に向けた勤務時間の工夫等、良い取組は他の署にも広げてほしい。

■教育について

(教員研修における特別支援教育)

- ⑥ 特別支援学校では、目の前の子どもが抱える困難を理解し、子どもの障がいに応じた指導や支援を行っている。学校が抱えている、いじめや、引きこもりといった課題への対応等について学ぶ良い機会になるので、特別支援教育課と教育研修課が連携して、教員研修プログラムの中に、特別支援学校での実習、知る機会を採り入れることを検討されたい。

(家庭・地域の連携)

- ⑦ 周りの大人による関わり方は、子どもの心の成長に大きく影響を与えることから、家庭や地域の様々な人たちが、子どもたちと幼少の頃から触れ合って、様々な体験の場や活動の機会を提供しつつ、子どもの成長を見守るための仕組みづくりを進めてほしい。

(探究的な学び)

- ⑧ 児童生徒が身近な暮らしの中で感じた疑問等について、自身の経験や知識を元に仮説を立てて必要な情報を集め、アプローチ、検証しながら解決策を考える能力は、生きていく上でどのような分野で活躍するにしても、必要となる能力である。このような能力が身につく、経験ができる教育を実施してほしい。

■ D X の推進、 I C T の活用について

(生成 A I の活用)

- ⑨ 生成 A I の利用には多くのメリットがある一方で、デメリットやリスクが潜んでいるので、業務利用の推進に当たっては、国の検討状況等、**安心・安全に利用するための知見の共有**を図りながら丁寧に対応いただきたい。

職員研修で、実践的なメニューの作成、専門家の指導、民間の活用事例の紹介などを実施することで、生成 A I の利用がより広がっていくと考える。

(ビッグデータの活用)

- ⑩ 行政でもデータ分析の結果を政策目標の設定に結びつけていくことが求められており、**ビッグデータを適正に利用**することで、行政の取組に対する県民の信頼感や安心を得ることに繋がっていくと考える。

(スマート農業、スマート林業)

- ⑪ **スマート農業支援**については、引き続き、担い手不足や気候変動といった、県内農業が抱えている課題、それらを解決に近づけるため、**農家の目線に立った支援**を継続してほしい。

I C T で業務負担軽減や生産性向上を図り、**林業を職業に選ぶ方が増えるよう**、**スマート林業を進めてほしい**。

■財務に関する事務の執行について

(目標設定と評価)

- ⑫ 事業の手法や予算の見直しをする場合は、目標を変えるのか、それぞれのKPI^{※1}の設定を変えるのか、どうすれば目標を達成できるか、一つ一つ検討すべきと考える。
最終目標年度が決まっている事業は、KGI^{※2}を設定し、到達までのKPIを明確に定めるなど、目標設定の仕方を見直すことを検討されたい。

※1 KPI : Key Performance Indicator (重要業績評価指標。最終目標といわれるKGIに対し中間目標)

※2 KGI : Key Goal Indicator (重要目標達成指標。最終目標 (ゴール) を定量的に定めたもの)

(障がい者支援)

- ⑬ 障がい者支援には、それぞれの障がい特性に応じた対応など、既存の枠組だけでは、解決できない課題が含まれているため、新たなニーズを十分に踏まえて、必要かつ十分な支援が行うことができるよう、限りある予算の中で、適切な人員配置やそれに見合う予算要求を行っていく必要があると考える。

■事務事業について

(子育て支援)

- ⑭ 少子高齢化対策として子どもを産み育てやすい社会を目指す上で、**経済のみでなく人間本来の心を育てる政策**といった取組も大切であると考えている。

Z世代を対象にした民間企業による調査では、結婚や子どもを持つことに対する意識が従来よりも低い傾向にあり、「**経済的な不安**」が主因ではないことが示されたが、これまでと異なる切り口での施策展開に力を入れてもらいたい。

(共生社会)

- ⑮ 外国人が抱える「**言葉の壁**」を解決する取組はもちろん、能動的に関わって、県内での夢の実現など、**成功体験へと導くサポート**などが大切と考える。

また、今後、日本や岐阜県が世界から選ばれるためには、**県内在住外国人のニーズ**を踏まえ、**賃金以外の面でも強みを打ち出して**いく必要があるため、積極的に施策を実施していくことを期待する。

(災害時の避難者支援)

- ⑯ 能登半島地震では、指定避難所以外に**自主避難所が多く開設され、公的な支援が行き届きにくい**ことや、避難者の支援体制の構築に時間を要した事例があったことから、**自主避難所のあり方**について検討されたい。

また、**大量の水が必要な透析患者を被災病院から転院させ治療継続**した事例があったが、岐阜県でも起こり得る問題であるため、対策を検討されたい。

(子どもの見守り)

- ⑰ 家庭に困難を抱える子どもは、自ら助けを求める発信ができないなど、その実態が見えにくいことが課題となっているため、**家庭や周りの環境等による潜在的に悩みや問題を抱える子どもたちの早期把握や相談支援**に向けた取組を手厚く実施すべきと考える。

(グローバル・アンテナ・ショップの選定、支援)

- ⑱ 県内企業の海外展開開拓のためのグローバル・アンテナ・ショップ（GAS）事業は現在、多くの国に広がっているが、取組内容をしっかりと吟味し、実際にメリットが見られないところは販売戦略の見直しなど、**県内企業の海外の販路拡大に向けて取組内容を工夫整理**していく必要もあると考える。

(観光戦略)

- ⑲ 本県の観光施策の考え方について示した**観光独自の計画**を策定し、岐阜県の経済発展の大きな支えになるようなものを作るべきと考える。計画は観光振興だけではなく、「岐阜ならではの」**モノや食の魅力**を高めるための**観光関連施策**も盛り込んだ幅広な計画を立ててほしい。

(ぎふ清流GAP評価制度)

- ⑳ 県独自の取組である「ぎふ清流GAP」*に関する情報発信を強化し、消費者の食に対する不安を少なくし、地産地消の推進に取り組んでいくべきと考える。

持続可能な農業の実現のため、将来を見据えた大きな視点に立ち、農業者と将来の経営ビジョンを共有し、GAPを推進していくという発想が必要であると考えます。

※ぎふ清流GAP：Good Agricultural Practice（良い農業のやり方、適正な農業の実践）

安全、安心で環境に配慮した持続的な農業の実現に向け、県が定めた農場評価規準（食品安全、環境保全、労働安全等）に基づき生産が行われているかを評価する制度

(農業・林業の担い手確保)

- ㉑ 食料・農業・農村基本法の改正による農業の持続的かつ健全な発展を実現していくため、コストデータの蓄積等、適正な価格形成に向けた仕組みを構築し、未来に向かって日本の農業を更に定着させる取組を実施していく必要があると考えます。

林業分野での労働力の確保のためには、賃金上昇の実現が求められ、木材の出荷量と立米単価を高くするような産業構造の検討が必要であると考えます。

(事業成果の周知)

- ㉒ 完成したインフラによって発揮される効果や改善点（災害リスクの低下等）を、一般の人でも分かるよう事業の成果（ストック効果）を広く周知し、建設業の仕事が社会に貢献するやりがいのある仕事であることが、わかりやすくイメージできると良い。ホームページやパンフレットなどで積極的にPRしていくことを検討されたい。

(防災情報の周知)

- ⑳ ハザードマップは、実際に活用されなければ意味がないため、ネット上で県民の方の質問に答えたり、説明を行ったりというように、防災意識の向上を目指すコミュニケーションツールとして活用できる工夫が必要であると考えます。

(高齢者を狙う犯罪の抑止)

- ㉑ 地域による高齢者見守り活動の重要性が増しているが、十分に手が回っていないのが現状であるため、警察が把握している独居高齢者の情報も活用した見守りを検討されたい。

高齢者の特殊詐欺被害の未然防止のため、警察による声掛けなどの対応を強化されたい。

■ 財政援助団体等監査における意見について

【出資・出捐^{えん}団体】

(一般財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団)

- ②⑤ 慢性的な人手不足の解消や、葺き替え用の茅^{かや}の自給率向上のために茅場を開墾する労働力の不足について、合掌集落で働きたい人を県外からも募ることや開墾作業を有料体験企画とする等の工夫により、伝統的な歴史の継承と人材の確保の両立を図りたい。

(公益財団法人セラミックパーク美濃)

- ②⑥ 法人の資産合計1億円の半分以上を占める現金預金が固定資金として保有されており、効率的に活用されていない状態であると考えられるため、経営合理性の面から、その活用を検討されたい。

(公益社団法人木曾三川水源造成公社)

- ②⑦ 公社の経営状況が厳しい中であって、森林経営によるCO₂吸収量を販売するJ-クレジットは今後も需要の増加が見込まれることから、引き続き販売に努めることで経営改善につなげていただきたい。

【補助金等交付団体】

(一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会〈県の所管機関：障害福祉課〉)

- ⑳ 障がい者の基準には達していなくても、日常生活や仕事などで不自由を感じている人、本来の能力が発揮できず家にとどまっている人など潜在的な要支援者にもサービスを提供するなどして、会員の裾野を広げていくことや、AI等を活用した利用能力向上の方策についても検討するなどして、更に魅力のある事業展開ができるようにしていただきたい。

(株式会社宏栄精機工業〈県の所管機関：地域産業課〉)

- ㉑ 岐阜県アフターコロナ対応新商品開発支援事業費補助金について、審査基準が必ずしも明瞭でなく、アフターコロナに向けた新商品開発の基準が抽象的な判断となってしまうおそれや、審査員の解釈により幅が生じていた可能性があるため、今後の補助事業においては、過年度の補助事業の検証を踏まえて、より良い補助事業を策定いただきたい。

(名阪近鉄バス株式会社〈県の所管機関：公共交通課〉)

- ㉒ 広域バス路線支援事業補助金は、バス事業者が事業者単独では維持が困難な広域バス路線の運行経費の欠損額の一部を補助する仕組みであるが、将来にわたって路線を維持していくためにはバス事業者の経営体力を高めていく必要があることから、赤字路線を黒字化するインセンティブをより高めるような柔軟な支援の仕組みについて、検討をしていただきたい。

【指定管理者】

(トータルメディア中電クラビス科学サービス (施設名：岐阜県先端科学技術体験センター))

- ③① 出張ワークショップ事業や学校支援事業について、子どもたちや学校に良い影響を与えられるので、予算、人員に限りはあると思われるが事業を拡げていただきたい。

(一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会 (施設名：岐阜県聴覚障害者情報センター))

- ③② 災害発生時の被災地への手話通訳者・要約筆記者等の意思疎通支援者の派遣体制について、派遣要請を待たずに支援を行うプッシュ型支援体制の構築を検討いただきたい。

(株式会社ブイ・アール・テクノセンター (施設名：テクノプラザものづくり支援センター))

- ③③ 地域住民への貢献として、科学技術の資料室やリラクゼーションルーム、交流サロンなどを住民に解放しているが、地域への周知を進め、公の施設としての意義と認知度を高めていただきたい。

(郡上市 (施設名：清流長良川あゆパーク))

- ③④ 世界農業遺産の価値をわかりやすく伝えるために、鮎の生態や山川海のつながりやSDGsの視点等、子どもだけでなく大人も関心をもって知ることができるよう印象的なディスプレイや見せ方の工夫に取り組みきたい。

5 例月出納検査

県の一般会計、特別会計及び公営企業会計（流域下水道事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計）における現金の出納事務が正確に行われているかについて、毎月検査をしました。

○検査の結果

各会計の現金の出納事務は、毎月適正に執行されてきました。

内部統制評価報告書審査

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、地方自治体における内部統制制度が導入され、令和2年4月1日から施行されました。

知事は、各年度について内部統制評価報告書を作成し、**監査委員が審査を行い**、知事は**監査委員の意見を付して**内部統制評価報告書を議会に提出及び公表することとなっています。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか。
- ② 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。

○審査の結果及び意見

令和5年度岐阜県内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、その他の行為によって得られた知見に基づき審査した限りにおいて、**評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められました。**

なお、上記の審査結果に影響するものではありませんが、各所属から提出される業務レベルの内部統制における自己評価について、**パソコンの毀損等、把握すべき不備の記載漏れが散見されました。**また、不備として財務に関する事務処理の誤りは散見されており、引き続き各機関における内部統制に対する意識の向上を図るとともに、制度の更なる充実強化に努めるよう意見を付しました。

7 決算審査（一般会計・特別会計）

令和5年度の一般会計及び特別会計*¹について審査を実施し、その意見を令和6年9月6日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか。
- ② 予算の執行は、議会の議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的になされているか。
- ③ 財産の取得、管理及び処分は、適正に行われているか。

（1）審査の結果

決算その他関係書類については、審査した限りにおいて、法令に適合し、かつ計数は正確であることを確認しました。

また、予算の執行並びに財産の取得、管理及び処分については、定期監査等において是正・改善を要する事項が認められたものの、審査した限りにおいて、おおむね適正かつ効率的であると認められました。

(2) 決算の概要

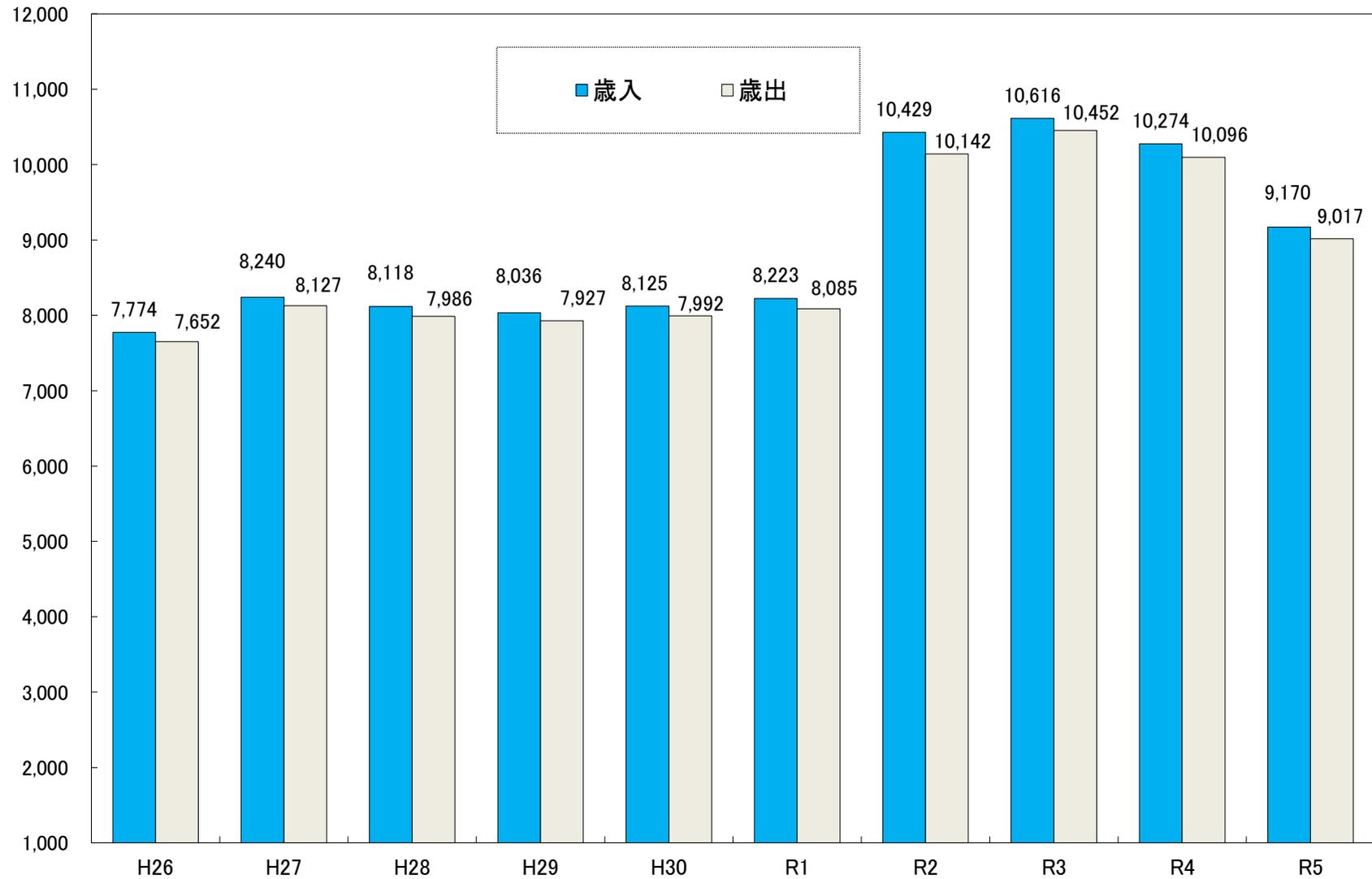
令和5年度の一般会計の歳入総額は約9,170億円、歳出総額は約9,017億円で、**実質収支*²は約72億円の黒字**でした。また、**特別会計**の歳入総額は約3,974億円、歳出総額は約3,927億円で、**実質収支は約47億円の黒字**でした。財政構造の弾力性を示す決算に基づく**経常収支比率*³は92.1%**であり、前年度の92.4%から**0.3ポイント改善**しています。

また、**実質公債費比率*⁴は8.3%**、令和5年度末の**県債発行残高*⁵は約1兆7,185億円**、**基金残高*⁶は約1,887億円**でした。

- * 1 特別会計 地方公共団体の特定の事業を行ったり、特定の歳入を特定の歳出に充てたりするため、一般会計から分離して別に収支管理を行う会計です。(令和5年3月末現在10会計)
- * 2 実質収支 歳入決算額と歳出決算額の差引き(形式収支)から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額です。
- * 3 経常収支比率 経常的経費(人件費、公債費等)のために、経常一般財源(地方税、普通交付税等)がどれだけ充当されたかを表す比率で、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標です。比率が低いほど財源に余裕があることを示します。
- * 4 実質公債費比率 地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、過去3年間の平均値を用います。
- * 5 県債発行残高 県債発行に伴う未償還金の合計残高です。借入れと同一年度内に償還する借入金は含まれません。また、元金のみを計上し、利息は含まれません。
- * 6 基金残高 条例の定めるところにより、特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設ける財産の残高です。(令和5年3月末現在27基金)

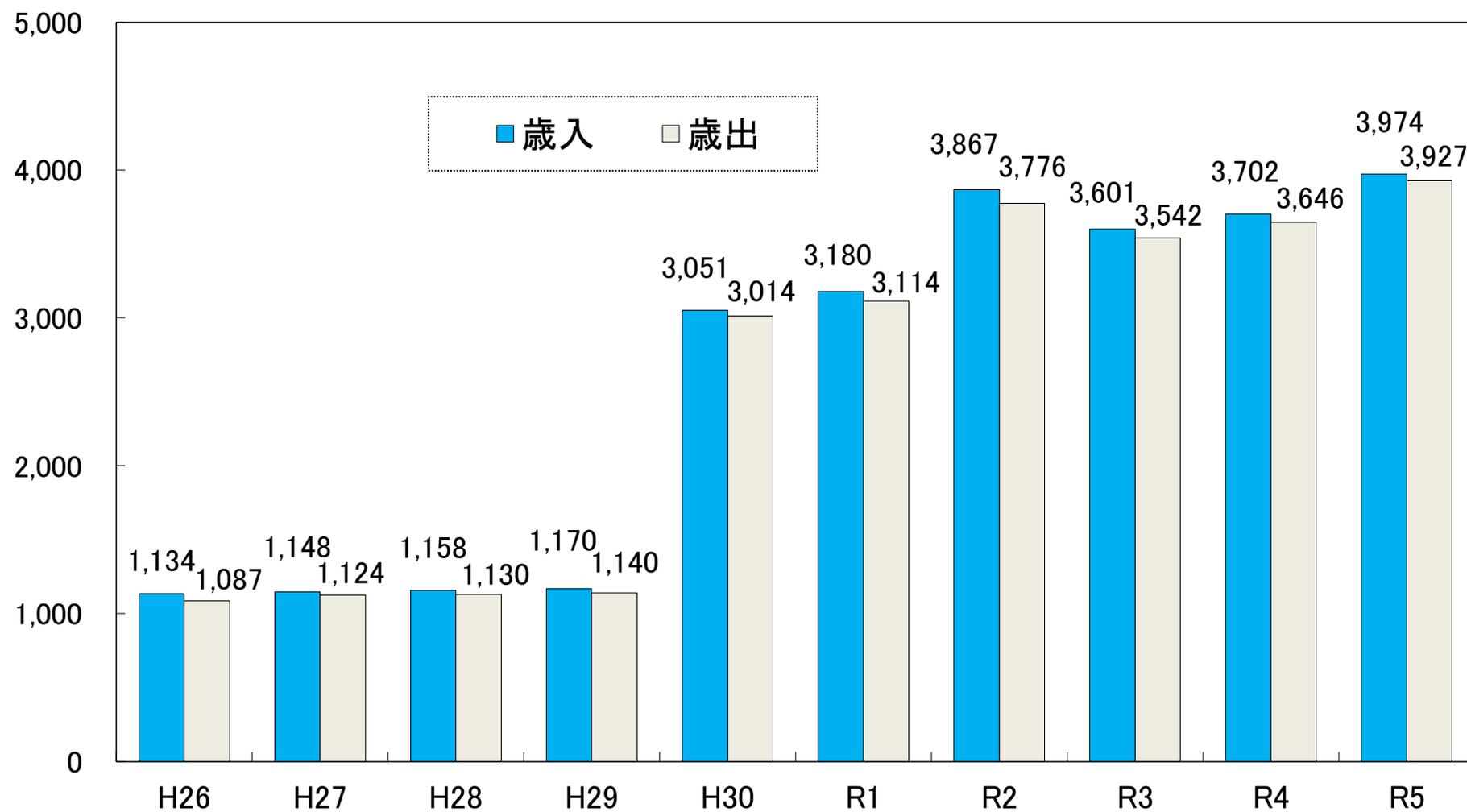
歳入・歳出決算額の推移（一般会計）

（単位：億円）



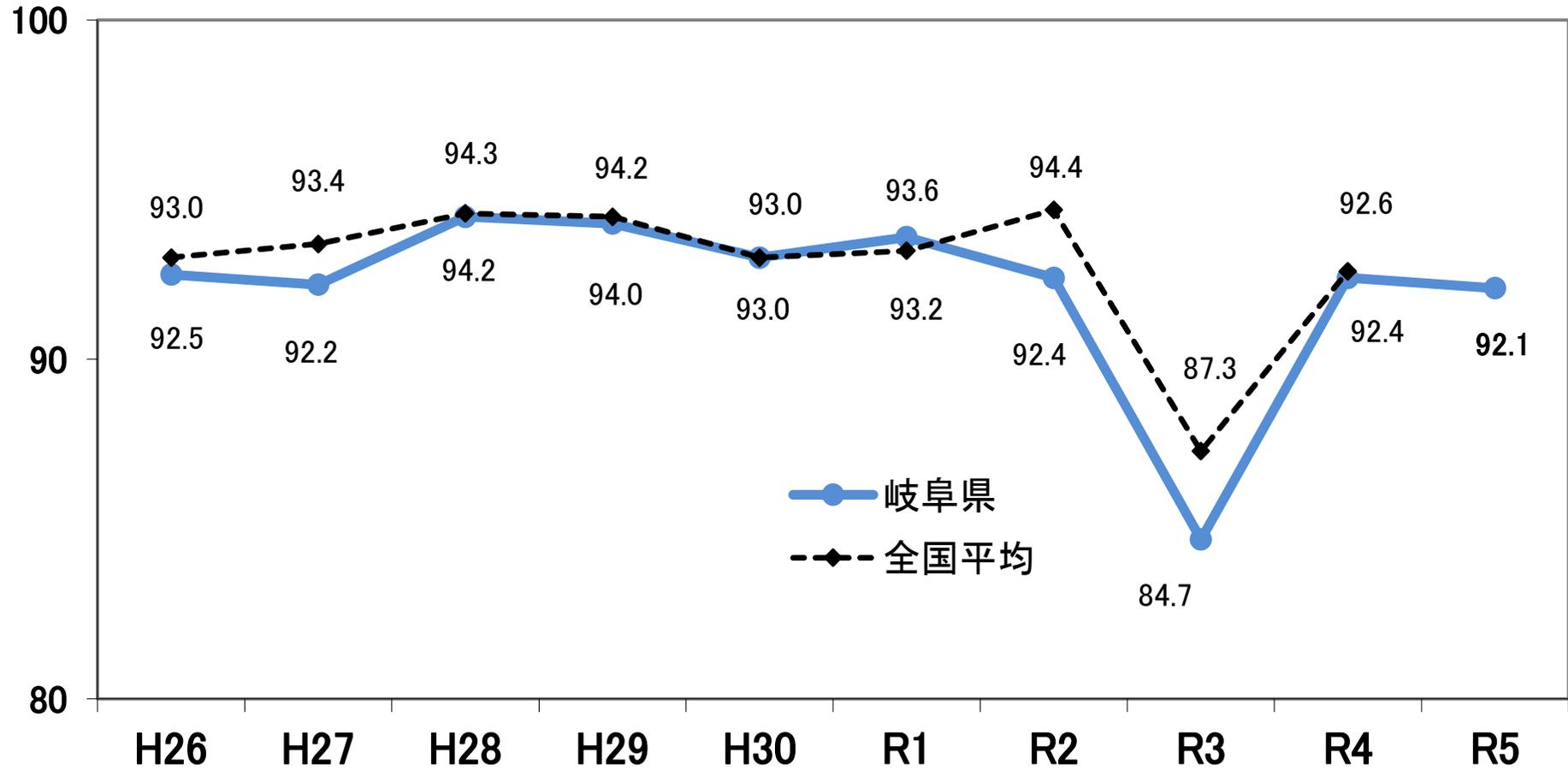
歳入・歳出決算額の推移（特別会計）

（単位：億円）



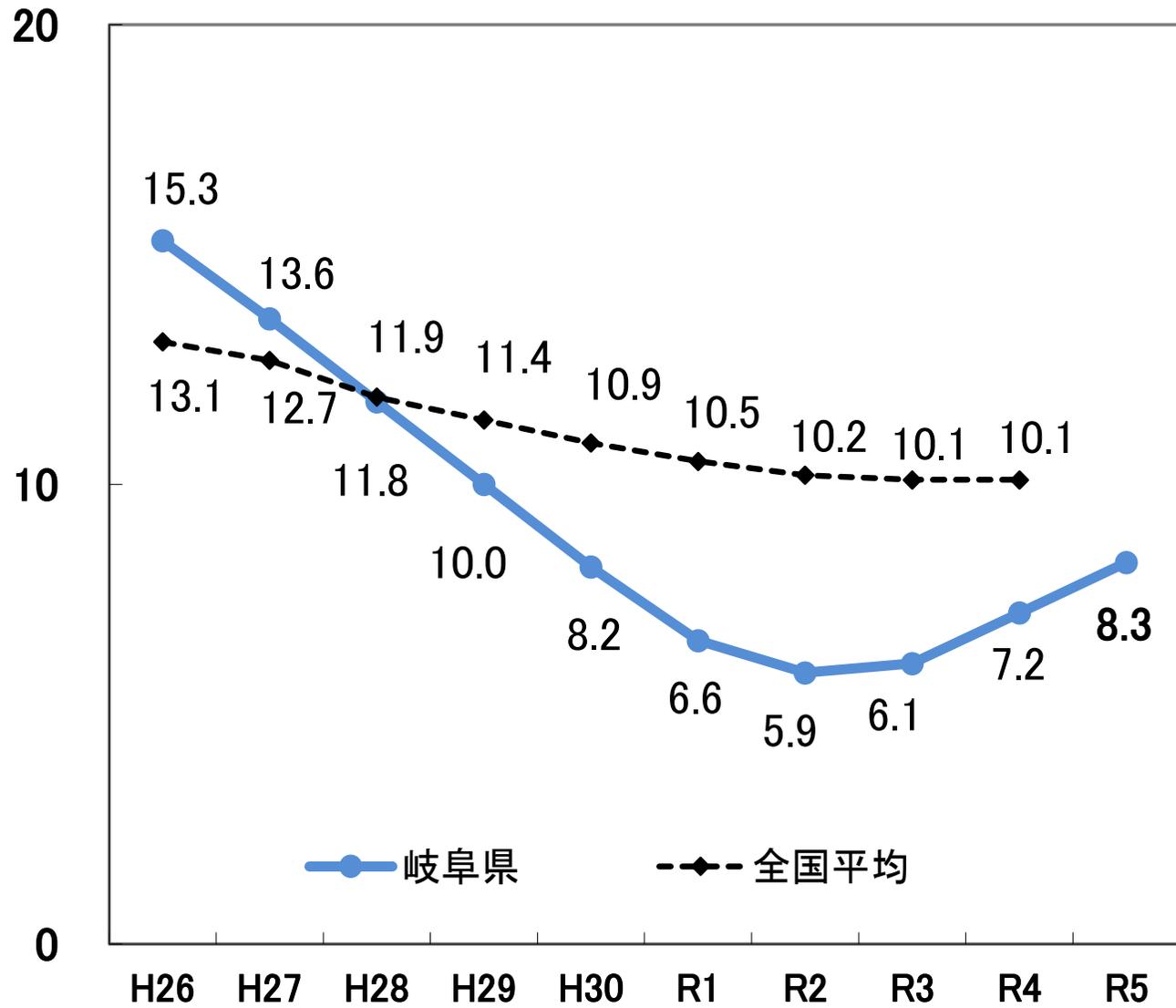
経常収支比率の推移

(単位：%)



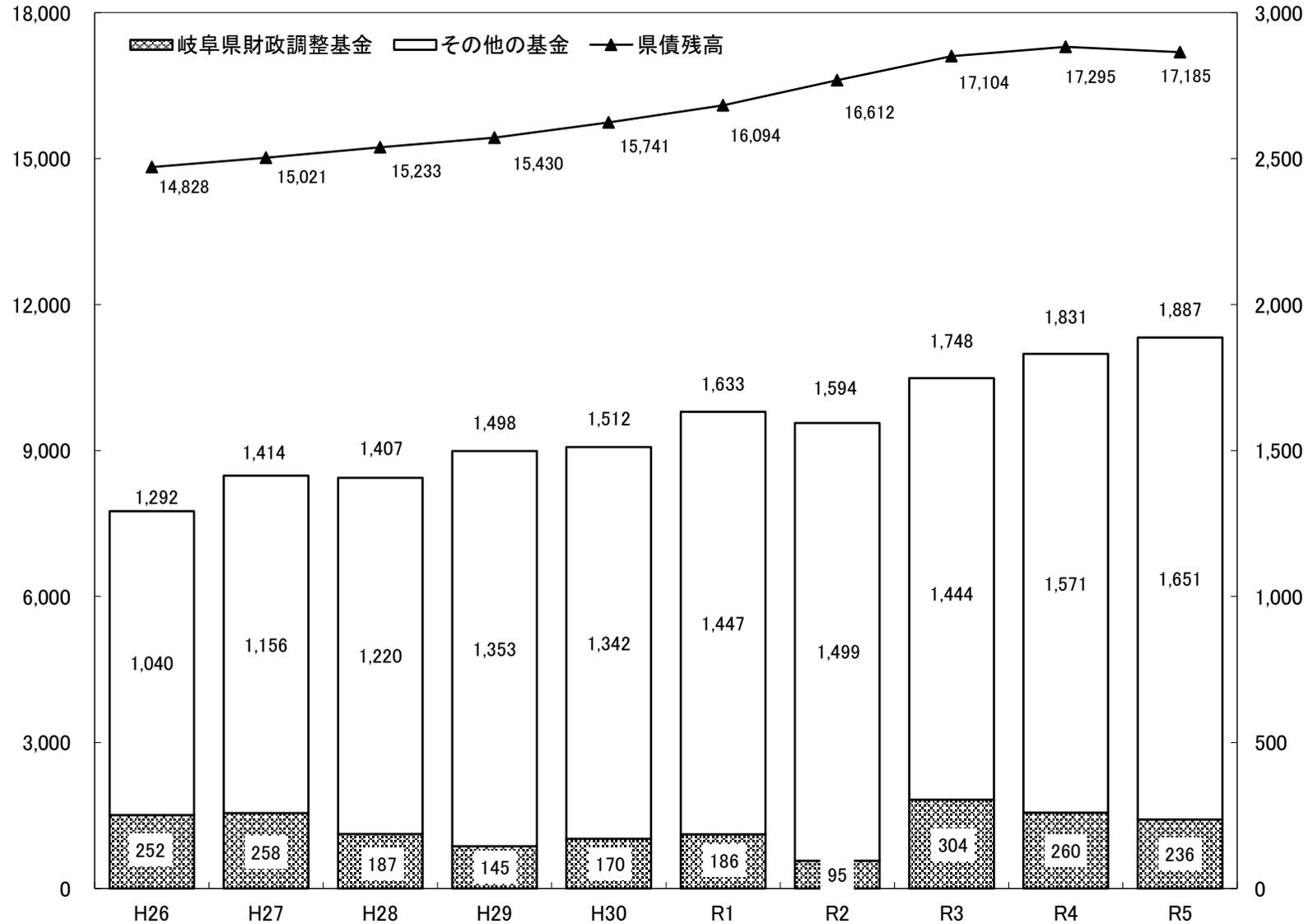
実質公債費比率の推移

(単位：%)



県債残高及び基金残高の推移

(単位：億円)



(3) 審査意見の概要

○県財政の現状について

令和5年度の決算に基づく健全化判断比率等の審査を行ったところ、**実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともに赤字額が生じていないため算定されず、実質公債費比率及び将来負担比率は、早期健全化基準未満**でした。

また、財政構造の弾力性を示す**経常収支比率は前年度に比べ改善**しているものの、**将来負担比率、実質公債費比率は昨年度に引き続きともに悪化**しています。

○事務事業の実施について

県は、「岐阜県行財政改革指針2023」や「岐阜県事務事業見直し推進本部」などによる事務事業の見直しを行っています。

一方、定期監査の過程において、県の補助金を財源としている事業でも、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングを利用するなどして外部資金の獲得を検討すること、DX化で建設業や農業等の製造現場はもちろんのこと、介護や福祉の分野においても積極的に新技術を導入し、業務環境や生産性向上の改善につなげる取組を推進すること、県内の定住外国人も共に地域を創っていく担い手となる共生社会の実現に向けて、日本語を習得できる環境整備等の課題について、県全体の問題ととらえ各部局が一層連携して取り組んでいくことなどの意見を述べています。

今後も、事務事業の見直し等の取組を緩めることなく、監査の過程における意見も踏まえ、適切かつより効果的、効率的な事務事業の実施に努めるよう求めました。

○歳入の確保に向けた取組について

一般会計及び特別会計の収入未済額は、前年度に比べ681万円余減少し、このうち、県税に係る収入未済額は6,215万円余増加しました。

今後、なお一層の期限内納付の徹底や厳格な滞納整理に取り組むとともに、自主財源の確保のために、ふるさと納税や、税収の増加という視点を踏まえた地域・産業振興施策についても、取組を図るよう求めました。

○今後の行財政運営について

これまでの臨時財政対策債の累増に加え、近年頻発化する自然災害に対応するための防災・減災対策や県土強靱化対策、また行政施設や公共施設の老朽化対策などに充てる県債の発行額が増えていることから、今後も県債残高は高水準で推移し、公債費及び実質公債費比率は徐々に増加していくことが見込まれています。加えて社会保障関係経費にも対応する必要があるなど、将来に渡る歳出の増加要因が認められ、今後の財政運営は予断を許さない状況にあります。

他方、近年の世界的な異常気象や国際情勢の緊張により世界経済の不確実性が高まり、不安定な為替相場が県内企業の収益環境や県民生活への重大なリスク要因となるなど、県の社会経済状況の動向を注視していく必要があります。

このように県の行財政を巡る状況は厳しく、多くの課題に果敢に取り組む必要があると思われ、財政の持続可能性に留意しつつ、一層効果的、効率的な事務の執行、事業の実施に努めるよう求めました。

8 決算審査（公営企業会計）

令和5年度の公営企業会計*¹について審査を実施し、その意見を令和6年8月27日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 決算書類は、関係法令に適合し、計数は正確であるか
- ② 決算書類は、経営成績及び財政状態等を適正に表示しているか
- ③ 各事業は、企業としての経済性を発揮しつつ、効率的かつ効果的に、また、公共の福祉を増進するように運営されているか

* 1 地方公営企業法第2条に規定されている地方公共団体が経営する水道事業などの企業部門の会計です。
(令和6年3月末現在 流域下水道事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計)

(1) 審査の結果

決算書類は、審査した限りにおいて、法令に適合し、計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態等をおおむね適正に表示していると認められました。

(2) 審査意見の概要

① 流域下水道事業会計

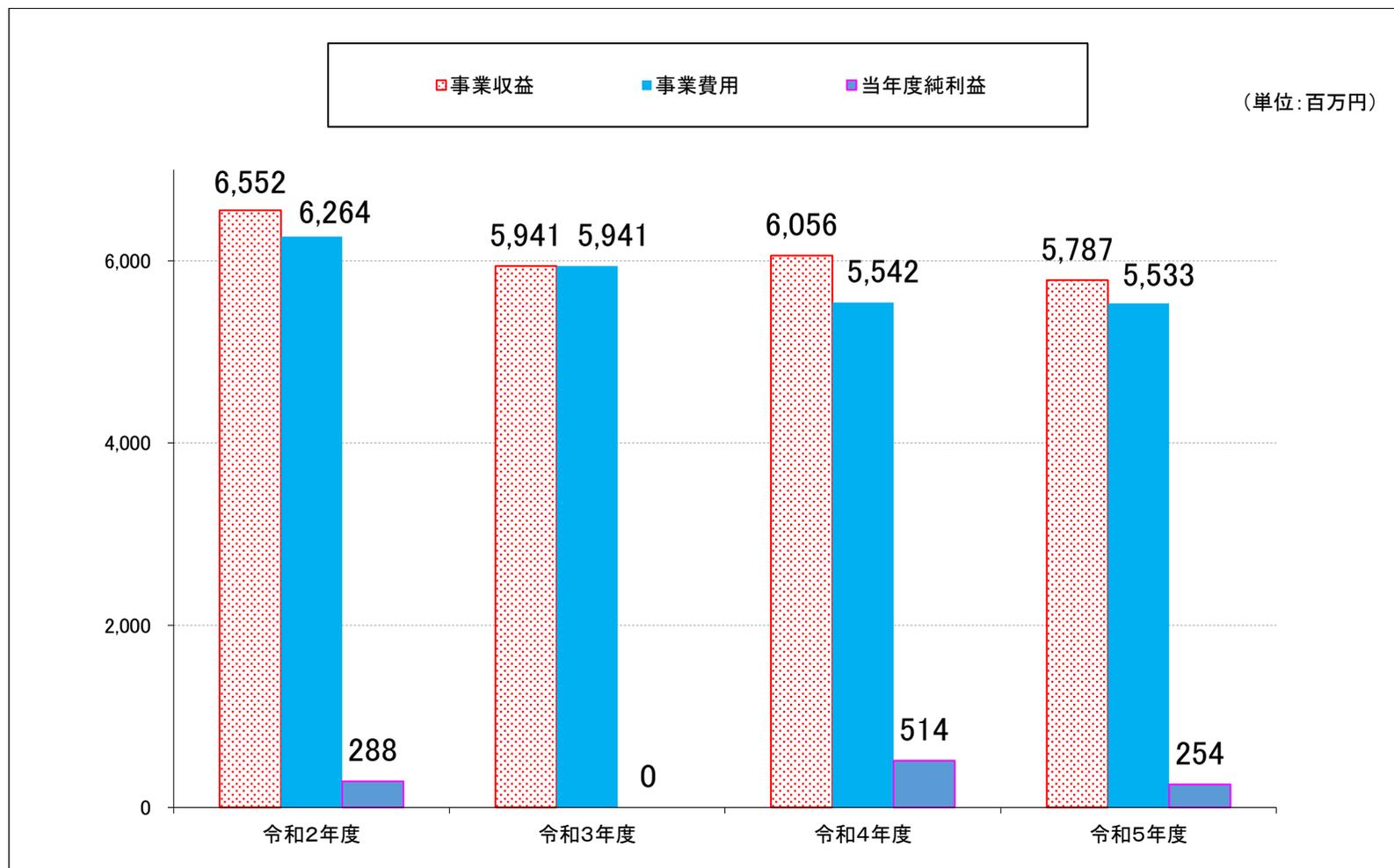
経営成績及び財政状態等については、令和5年度の下水道事業収益は57億8,668万円余で、下水道事業費用は55億3,273万円余でした。この結果、当年度の純利益は2億5,394万円余となっています。

このほか、各種指標を見ると、**経常収支比率**は104.6%で、前年度より4.7ポイント低くなっています。また、**流動比率**は96.7%で、前年度より17.3ポイント高くなっているものの、一般的には100%を超え、流動資産が流動負債を上回っている状況が望ましいことから、**更なる改善に努めるよう県に対して求めました。**

事業の運営については、令和3年6月に耐水化計画を策定し、浸水対策のための施設整備を進めています。令和6年1月の能登半島地震の被害に鑑み、県管理施設はおおむね耐震対策が行われているところ、関連市町の施設も含め一体的な防災体制の構築に留意しつつ、引き続き危機管理体制の強化に努めるよう求めました。

また、今後、人口減少等の影響により年間流入汚水量が減少に転じ、それに伴い収入減少が想定されます。一方、令和5年3月に策定した「**岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画**」において、**県の汚水処理施設の空き容量を活用して、周辺自治体の汚水処理施設の編入を推進**することとしており、県の役割が更に大きくなることから、持続的安定的な運営を推進し、更なる経営の効率化に努めるよう求めました。

【経営成績の推移】



② 水道事業会計

経営成績及び財政状態等については、令和5年度の水道事業収益は54億8,044万円余で、水道事業費用は45億1,896万円余でした。この結果、当年度の純利益は9億6,148万円余と、41年間にわたって黒字決算を持続しています。このほか、自己資本構成比率*²が89.4%で前年度より1.1ポイント高くなるなど、各種指標も良好であり、財政状態に特段の問題は認められません。

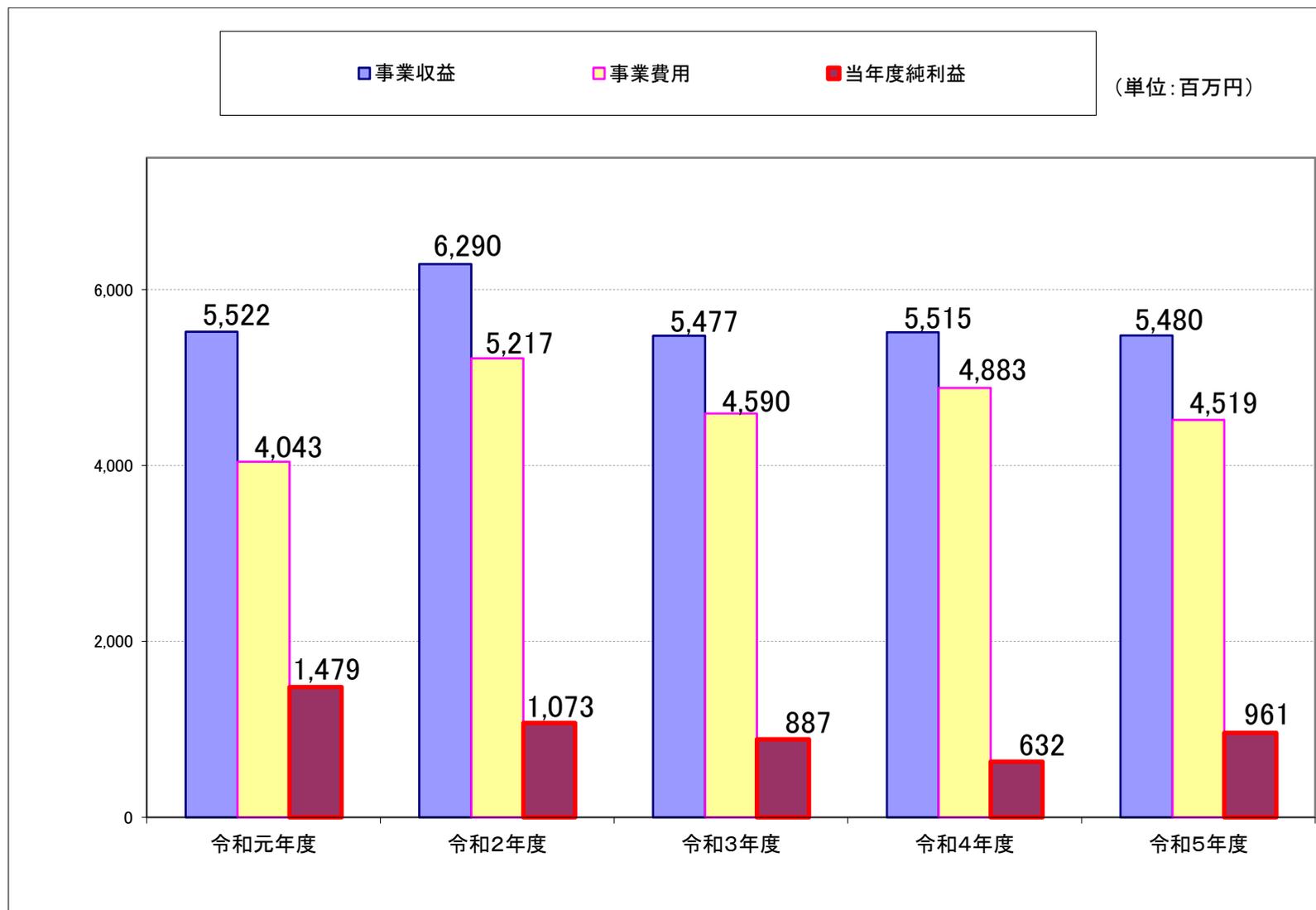
事業の運営については、ハード面では大容量送水管の整備や既設送水管の耐震対策、ソフト面では各種防災マニュアルの整備や訓練の実施など、安全・安心な水道水を安定的に供給するための防災・減災対策が実施されていることが認められました。一方、これまでになかった様々な危機事案も想定される中で、引き続き**危機管理体制の強化に努めるよう県に対して求めました。**

また、今後、給水人口が現在の5割程度にまで減少すると予測されており、これに伴い水需要の減少が予測される中で、**長期的な施設の修繕や更新に必要な資金を確保しつつ将来の水道料金への影響を極力抑えるため、引き続き事業の効率化に努めるよう求めました。**

さらに、県営水道長期収支計画の見直しについて、現計画と実際の経営状況の乖離が生じている場合はその原因把握を行う等、**より精度の高い計画策定に努めるよう求めました。**

* 2 総資本に占める自己資本の割合を示すもので、企業の自己資本調達度を判断する指標です。比率が高いほどよく、経営が安定していることを示しています。

【経営成績の推移】



③ 工業用水道事業会計

経営成績及び財政状態等については、令和5年度の工業用水道事業収益は1億1,309万円余で、工業用水道事業費用は7,538万円余でした。この結果、**当年度の純利益は3,771万円余と、前年度に比べ1,182万円余の増加**となっています。一方、債務の状況についてみると、企業債の残高が1億6,271万円余、一般会計からの借入金の残高が4億4,225万円余あり、そのこともあって**自己資本構成比率が66.5%で、全国平均に及ばないもの**となっています。

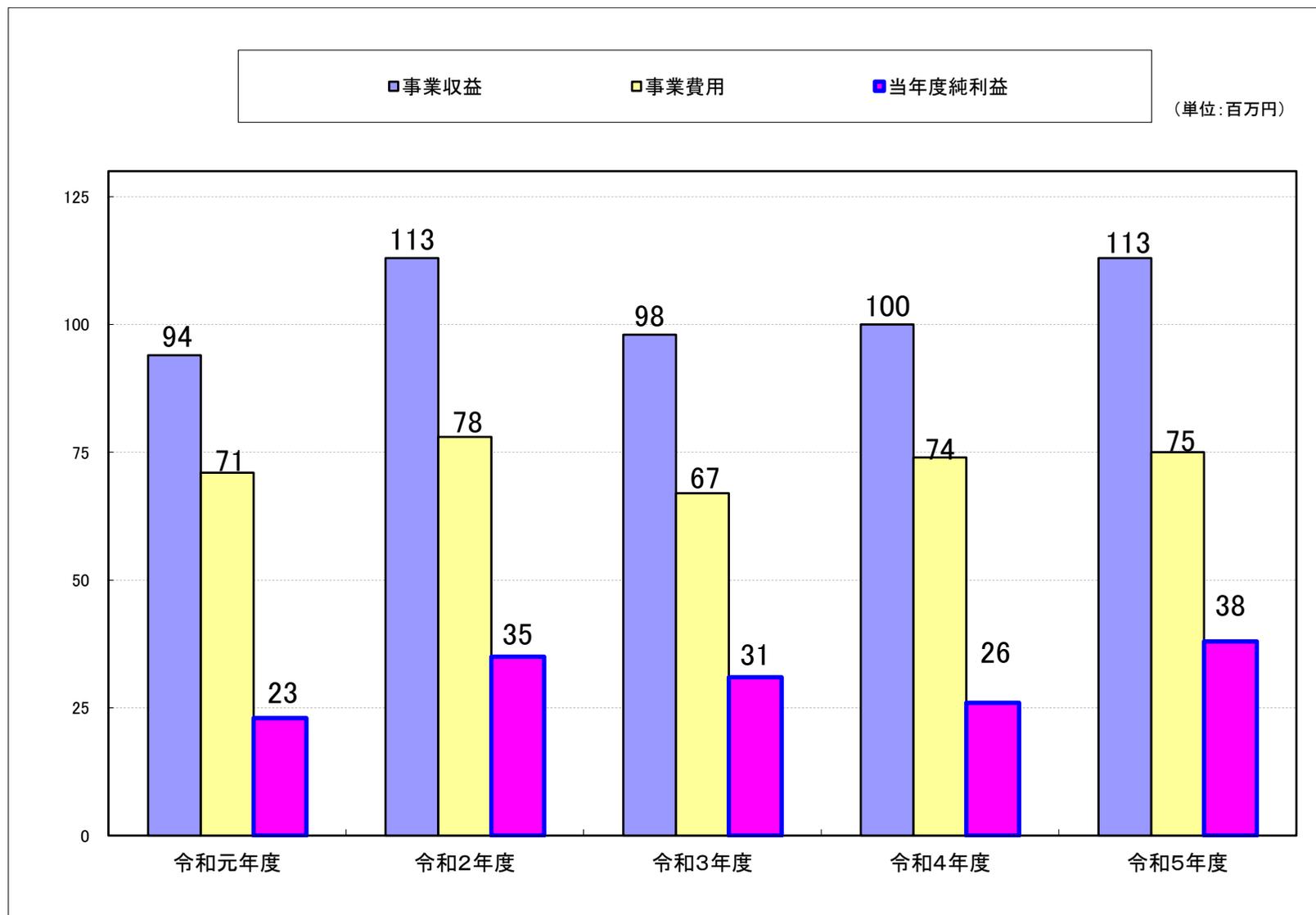
事業の運営については、平成10年度の事業開始以降、関係部局や関係市町との連携により契約水量が増加しています。**施設利用率*³は32.7%で前年度に比べ5.0ポイント高くなり、事業の収益性が改善**されています。

県が令和6年3月に改定した経営戦略においては、令和35年度までに10億円の内部留保資金を確保し、自己財源による施設整備・更新を図るとしています。

工業用水道事業の需要は企業の経営環境の動向により大きく変動する可能性もあることから、**引き続き新規顧客の獲得、契約水量の増加に努めるとともに、事業の効率化に努めるよう県に対して求めました。**

* 3 1日平均配水量（年間総配水量を年日数で除したもの）を1日配水能力（配水施設の容量）で除したもので、配水能力のうちどれくらいが実際に利用されているかを示す指標です。比率が高いほど良く、施設が無駄なく利用されていることを示しています。

【経営成績の推移】



9 基金運用状況審査

定額の資金を運用するために設置されている基金について、令和5年度の基金の運用状況を示す書類について審査を実施し、その意見を令和6年9月6日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 計数は、正確であるか。
- ② 基金の運用は、确实かつ効率的に行われているか。

(1) 審査の対象

- ・ 岐阜県土地開発基金
- ・ 岐阜県美術館美術品取得基金

(2) 審査の結果

審査した限りにおいて、計数は正確であり、また、基金の運用はおおむね确实かつ効率的に行われていると認められました。

10 健全化判断比率及び資金不足比率審査

令和5年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算をもとに、健全化判断比率*¹とその算定の基礎となる事項を記載した書類について、また、公営企業会計の決算をもとに、資金不足比率*²とその算定の基礎となる事項を記載した書類について、それぞれ審査を実施し、その意見を令和6年9月6日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか。

○審査の結果

一般会計、特別会計及び公営企業会計について、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ正確であると認められました。

また、公営企業会計について、資金不足は発生していませんでした。

＜令和5年度決算の健全化判断比率＞

(単位：%)

区分	比率	(早期健全化基準* ³)	(財政再生基準* ⁴)
実質赤字比率	—	(3.75)	(5.00)
連結実質赤字比率	—	(8.75)	(15.00)
実質公債費比率	8.3	(25.0)	(35.0)
将来負担比率	223.7	(400.0)	

(注) 「—」：実質収支が黒字のため算定なし

＜令和5年度決算の資金不足比率＞

(単位：%)

会計名	比率	(経営健全化基準* ⁵)
岐阜県流域下水道事業会計	—	(20.0)
岐阜県水道事業会計	—	
岐阜県工業用水道事業会計	—	

(注) 「—」：資金余剰額が認められ、資金不足比率がないことを示す

- * 1 健全化判断比率 財政の早期健全化や再生の必要性を判断するもので、以下の4つの指標の総称です。
- ①実質赤字比率 地方公共団体の主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
(岐阜県では、一般会計と9の特別会計(国民健康保険特別会計を除く)が対象)
- ②連結実質赤字比率 水道事業など公営企業を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。
(一般会計、特別会計及び公営企業会計が対象)
- ③実質公債費比率 地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、過去3年間の平均値を用います。
(一般会計、特別会計及び公営企業会計が対象)
- ④将来負担比率 地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
(一般会計、特別会計、公営企業会計、地方公社・第三セクター等が対象)
- * 2 資金不足比率 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示します。
- * 3 早期健全化基準 財政が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図る基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。
- * 4 財政再生基準 財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。
- * 5 経営健全化基準 公営企業会計において、「早期健全化基準」に相当する基準です。

11 住民監査請求に基づく監査

- 河川法に違反する建築物への対応等についての住民監査請求があり、提出された監査請求書を審査したところ、地方自治法の要件を満たさない請求であることから却下しました（令和6年12月25日決定）。

(参考) 包括外部監査

包括外部監査人による監査について、その結果に関する報告の提出を受け、これを公表しました。

■令和6年度のテーマ

「岐阜県の高齢者介護に関する事業」

* 監査結果については、岐阜県監査委員事務局のホームページに掲載しているほか、県行政管理課のホームページでもご覧いただけます。

【ホームページアドレス】

監査委員事務局 <https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/15401/>

行政管理課 <https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11127/>

* 包括外部監査人による監査

地方自治法に基づき、知事が毎会計年度、弁護士、公認会計士等と包括外部監査契約を締結し、その包括外部監査人が特定のテーマについて県や関連団体に対して行う監査です。

監査委員は、監査の結果に関する報告の提出があったときは、公表しなければなりません。